

# 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員安全衛生規則

平成21年4月1日 規則第32号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員（組合に常時勤務するものをいう。以下「職員」という。）の労働安全及び労働衛生について必要な事項を定めるものとする。

(職員の遵守事項)

第2条 職員は、この規則で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全管理者及び衛生管理者の安全及び衛生に関する指導及び指示に従うこと。
- (2) 常に職場、事業所、作業場、通路等（次号において「職場等」という。）の整理及び整頓に努めること。
- (3) 職場等における事故発生要因の排除に努め、常に安全で規律ある行動をとること。
- (4) 所管に係る車両、機械器具その他作業用具の点検整備を常に励行し、その使用にあたっては、安全かつ適切な方法で使用すること。
- (5) 定められた安全及び衛生上の保護具を必ず着用すること。

(課長の責務)

第3条 課長は、常に所属職員の労働安全及び労働衛生に留意し、必要な措置を講じるとともに総括安全衛生管理者から職員の労働安全及び労働衛生に関し、施設、作業方法等の改善等を命じられたときは、速やかに適切な措置を講じ、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

## 第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者等)

第4条 組合に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第10条に規定する総括安全衛生管理者を置く。

- 2 前項の総括安全衛生管理者を補佐し、総括安全衛生管理者に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理させるため、副総括安全衛生管理者を置く。
- 3 総括安全衛生管理者は、事務局長を、副総括安全衛生管理者は総務課長をもって充てる。

(総括安全衛生管理者の職務)

第5条 総括安全衛生管理者は、安全管理者及び衛生管理者を指揮し、次の各号に掲げる事項を総括管理しなければならない。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事。
  - (3) 健康診断の実施その他健康管理に関する事。
  - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
  - (5) 安全衛生に関する方針の表明に関する事。
  - (6) 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事。
  - (7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。
- 2 総括安全衛生管理者は、第27条に定める組合職員安全衛生委員会の意見を尊重し、所属長に対し職員の安全管理及び衛生管理について、必要な措置をとることを命じることができる。
- 3 総括安全衛生管理者は、毎年少なくとも1回以上職員の安全管理及び衛生管理について実施した結果を、管理者に報告しなければならない。
- (安全管理者)

第6条 組合に、法第11条に規定する安全管理者を置く。

- 2 安全管理者を設置する箇所及び数は、別表第1のとおりとし、各任命権者が選任する。
- (安全管理者の職務)

第7条 安全管理者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)第6条第1項に規定する事項のほか、職員の安全管理について総括安全衛生管理者が必要と認め指示する事項を行わなければならない。

(衛生管理者)

第8条 組合に、法第12条に規定する衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者を設置する箇所及び数は、別表第1のとおりとし、各任命権者が選任する。
- (衛生管理者の職務)

第9条 衛生管理者は、省令第11条第1項に規定する事項のほか、職員の衛生管理について総括安全衛生管理者が必要と認め指示する事項を行わなければならない。

(産業医)

第10条 組合に、法第13条に規定する産業医を置く。

- 2 前項の産業医は、管理者が任命する。
- (産業医の職務)

第11条 産業医は、省令第14条第1項及び第2項並びに第15条に規定する事項を行う。

### 第3章 健康管理

(健康診断等)

第12条 職員(採用内定者を含む。以下この章において同じ。)は、この章に規定するところにより、健康診断及び総括安全衛生管理者が必要と認める予防接種(以下「健康診断等」という。)を受けなければならない

い。

- 2 前項の健康診断は、採用時の健康診断、定期健康診断及び随時健康診断とする。
- 3 健康診断等の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、総括安全衛生管理者とし、健康診断等の実施担当者（以下「実施担当者」という。）は、産業医とする。
- 4 所属長は、所属職員に健康診断等の受検漏れのないよう配慮しなければならない。
- 5 職員が、真にやむを得ない事由により、所定の期日及び場所で健康診断等を受けることができないときは、あらかじめ実施責任者の承認を得て、他の医師に同一の項目について健康診断等を受け、その結果を証明する書類を実施責任者に提出しなければならない。
- 6 実施責任者は、職員が前項の規定により、他の医師の健康診断等を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該健康診断等に係る資料の提出を求め、又は産業医に再検査をさせることができる。

（採用時の健康診断）

第13条 採用時の健康診断は、新たに職員として採用する場合に行う。

（定期健康診断）

第14条 定期健康診断は、すべての職員について毎年1回以上行う。

（随時健康診断）

第15条 随時健康診断は、総括安全衛生管理者が、健康診断の必要があると認める職員について、随時に、必要項目について行う。

（健康診断の項目）

第16条 採用時の健康診断及び定期健康診断は、次の各号に掲げる項目について行う。

（1）省令第44条第1項各号に規定する検査

（2）前号に掲げるもののほか、総括安全衛生管理者が必要と認める検査

- 2 前項の規定にかかわらず、省令第44条第1項第3号から第5号までに規定する検査については、実施担当者の意見に基づき総括安全衛生管理者がその必要を認めない場合においては、これを省略することができる。

（健康診断の結果の判定等）

第17条 実施担当者は、健康診断の結果を総合し、職員の健康状態を次の区分により判定しなければならない。

（1）採用時の健康診断

- ア 健康であって就業に適する者
- イ 特定の業務について勤務に支障がある者
- ウ 就業に適さない者

（2）定期健康診断及び随時健康診断

別表第2に定める区分により判定する。

2 前項の場合において、要療養者の最終判定は、第23条に定める猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員健康管理審査会（以下第21条第3項及び第22条第2項において「健康管理審査会」という。）の審査を経なければならない。

3 実施担当者は、前2項の定めるところにより職員の健康状態を判定したときは、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 総括安全衛生管理者は、前項の規定により健康診断の結果の報告を受けたときは、これを所属長及び本人に通知するものとする。

（健康診断の結果に対する措置）

第18条 総括安全衛生管理者及び所属長は、前条の規定により要療養者、要治療者及び要注意者の判定を受けた職員については、別表第2に定める措置を講じなければならない。

（要療養者）

第19条 要療養者は、自己の療養について、総括安全衛生管理者及び医師の指示に従い、専心療養に努めるとともに、3か月ごとに病状経過報告書を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

（要治療者及び要注意者）

第20条 要治療者及び要注意者は、就業に当たり、所属長及び衛生管理者の指導及び指示に従わなければならない。

2 所属長は、前項の職員の勤務について産業医の意見を聞き、疾病を悪化させないように留意するとともに、当該職員の健康回復について特別の配慮をしなければならない。

（病者に対する措置）

第21条 省令第61条第1項に該当することとなった職員は、速やかに所属長を経て総括安全衛生管理者にその旨を届け出なければならない。

2 所属長は、職員が入院その他の事由により前項の届け出ができないとき又は届け出をしないときは、当該職員に代わってこれを行わなければならない。

3 総括安全衛生管理者は、前2項の規定による届け出を受けた場合において、必要があると認めるときは、健康管理審査会にはかり、当該職員について、衛生管理上適切な措置を講じるものとする。

（長期療養者の復職等の手続）

第22条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由による休職（以下「休職」という。）の発令を受けた職員又は引き続き30日以上療養休暇を受けている職員（以下「長期療養者」という。）が復職し、若しくは再び勤務（以下「復職等」という。）しようとする場合は、別に定める書類及びその他の資料を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、当該復職等の可否について健康管理審査会にはかり、その意見を付して任命権者に報告

しなければならない。

#### 第4章 職員健康管理審査会

(設置)

第23条 職員の休職及び長期療養者の復職等の措置の適正を図るとともに、職員の健康管理について必要な事項を審査するため、組合に猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員健康管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第24条 審査会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 休職の発令の可否に関する事。
- (2) 長期療養者の復職等の可否に関する事。
- (3) 省令第61条第1項各号に該当する者の衛生管理上必要な措置に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する必要な事項

(組織)

第25条 審査会は、委員若干人で組織する。

- 2 委員は、産業医及び医師である衛生管理者をもって充てる。
- 3 審査会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長の任期は、2年とする。
- 6 委員長は、再任されることができる。

(会議等)

第26条 審査会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審査会は、原則として毎月1回開くほか、必要に応じ、その都度開くものとする。
- 3 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、職員を直接診断し、又は委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 委員長は、審査会の権限に属する軽微な事項又は緊急処理を必要とする事項で、その議決により特に指定したものは、当該事項を回議することによって審査会の会議にかえることができる。

#### 第5章 職員安全衛生委員会

(設置)

第27条 法第19条第1項の規定に基づき、組合に猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第28条 委員会は、法第19条第2項に定めるところにより、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 法第19条第2項第1号に規定する者

(2) 法第19条第2項第2号から第4号まで及び同条第3項に規定する者

2 前項第2号に掲げる者の半数は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員組合の推薦する者でなければならない。

(任期)

第29条 前条第1項第2号に定める委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(付議事項)

第30条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 職員の安全並びに衛生に関する基本的事項の企画、調査及び実施に関すること。

(2) 災害、傷害、疾病等の防止対策に関すること。

(3) 安全衛生思想の普及及び教育に関すること。

(4) その他安全及び衛生に関する必要な事項

第6章 雑則

(庶務)

第31条 審査会及び委員会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項（委員会の運営に係る事項を除く。）は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条、第8条関係)

設置箇所	安全管理者	衛生管理者
事務局	1人	1人

別表第2 (第17条、第18条関係)

区分	健康診断の結果の判定等	健康診断の結果に対する措置
要療養者	勤務を休む必要があり、治療を必要とする者	勤務を休ませ、その病状に応じて自宅治療・入院治療等の適切な治療を受けさせる。
要治療者	勤務に制限を加える必要があり、治療を必要とする者	時間外勤務の禁止・配置転換その他適当な措置を講じるとともに治療を受けさせる。
要注意者	1 勤務に制限を加える必要があり、定期的に医師の観察指導などを受ける必要がある者	時間外勤務を禁止し、過労とならないよう配慮するとともに、1年に2回以上精密検診などを行う。
	2 勤務をほぼ正常に行つてよいが、定期的に医師の観察指導を受ける必要がある者	時間外勤務をなるべく禁止し、過労とならないよう配慮するとともに、1年に2回精密検診を行う。
	3 勤務を正常に行つてよいが、定期的に医師の観察指導を受ける必要がある者	過労とならないよう配慮するとともに、1年に1回精密検診を行う。
健康者	全く正常勤務を行つてよい者	